

資料 3

トラック運送業における働き方改革推進 の必要性について

資料 3 - ① 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果等

資料 3 - ② 時間外労働の上限規制等の適用

資料 3 - ③ 改善基準告示見直しの状況

大阪労働局労働基準部監督課

資料 3 - ①

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果等

令和2年度に大阪府内において、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対し、労働基準監督署が監督指導を実施した結果です。

監督指導結果

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反	
				労働時間	賃金不払残業
合計		712	551 (77.4%)	296 (41.6%)	80 (11.2%)
主な業種	商業	158	125 (79.1%)	74 (46.8%)	15 (27.8%)
	製造業	105	87 (82.9%)	49 (46.7%)	12 (11.4%)
	接客娯楽業	51	42 (82.4%)	26 (51.0%)	6 (11.8%)
	建設業	68	47 (69.1%)	26 (28.2%)	13 (19.1%)
	運輸交通業	72	60 (83.3%)	45 (62.5%)	4 (5.6%)
	その他の事業	121	82 (67.8%)	30 (24.8%)	10 (8.3%)

資料 3 - ①

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果等

厚生労働省において発表した、令和2年度における自動車運転従事者の脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償状況です。

請求件数

	請求件数	備考
脳・心臓疾患	137	職種別で最も多い
精神障害	107	上位15職種のうち6番目

支給決定件数

	支給決定件数	備考
脳・心臓疾患	58	職種別で最も多い
精神障害	34	上位15職種のうち5番目

資料 3 - ② 時間外労働の上限規制等の適用


改正労働基準法について、トラック運送業に対し、今後、適用となる事項です。

令和 5 年 4 月～中小企業に対し適用（大企業は適用済）

1 か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金の割増率を50%以上とする必要があります。

現 行	1 か月の時間外労働 (1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間)	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	25%

令和5年度～	1 か月の時間外労働 (1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間)	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	50%

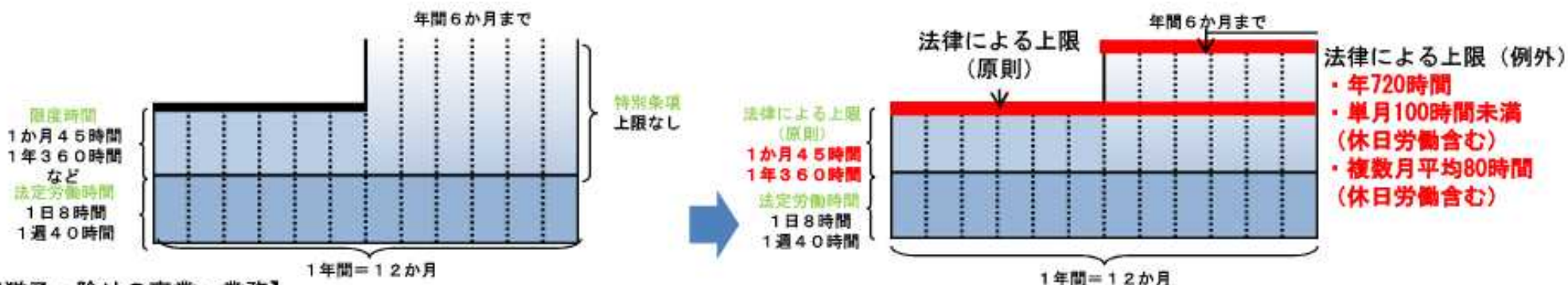


資料 3 - ② 時間外労働の上限規制等の適用

改正労働基準法について、トラック運送業に対し、今後、適用となる事項です。

令和 6 年 4 月～

自動車運転の業務に対し、時間外労働の上限規制が適用になります。



【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。(ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。)
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされており、検討の結果を踏まえ地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設等を内容とする医療法等改正法が令和3年通常国会にて成立。具体的な上限時間は、この医療法の内容も踏まえ、今後、省令で定めることとされている。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。(改正法施行5年後に、一般則を適用)
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(労働安全衛生法の改正)

資料 3 – ③ 改善基準告示見直しの状況

改善基準告示の見直しについて、労働政策審議会労働条件分科会 自動車運転者労働時間等専門部会トラック作業部会において議論されています。

見直しの背景について（第4回トラック作業部会資料より）

共通事項

- ▷ 自動車運転業務は、働き方改革関連法により、令和6年4月以降、新たに月45時間、年360時間の上限規制が適用になり、臨時的特別な事情がある場合であっても年960時間が時間外労働の上限となる。（違反に対して刑事罰の適用あり。）。
- ▷ また、労働基準法第36条に基づく指針により、時間外労働・休日労働をできる限り少なくすることが求められる。
- ▷ 働き方改革関連法の附帯決議では、改善基準告示について、「過労死防止の観点」から見直しを行うこととされている。
- ▷ 「道路貨物運送業」は、過労死等の労災請求件数、支給決定件数ともに、最も多くなっている。

※ 脳・心臓疾患の労災認定基準では、発症前1ヶ月間に100時間又は2～6ヶ月平均で月80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性は強いと評価できるとしている。

休息期間

- ▷ 「勤務間インターバル」と脳・心臓疾患の発症の関係について、以下のとおり分析されている。(※)
 - ・疲労の蓄積をもたらす要因として睡眠不足は深く関わっているといえ、(以下、略) 1日5～6時間程度の睡眠が確保できない状態が継続した場合には、そのような短時間睡眠となる長時間労働(業務)と発症との関連性が強いと評価できる。
 - ・「勤務間インターバル」の時間数、「勤務間インターバル」が短い勤務の有無やその回数、睡眠の長さ、疲労感、高血圧等に有意に関連する。
 - ・長時間の過重負荷の判断に当たっては、「勤務間インターバル」が短い勤務については、睡眠時間の確保の観点から「勤務間インターバル」がおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。

資料 3 – ③ 改善基準告示見直しの状況

改善基準告示の見直しについて、労働政策審議会労働条件分科会 自動車運転者労働時間等専門部会トラック作業部会において議論されています。

1年、1か月の拘束時間に対する意見（第4回トラック作業部会資料より）

現行（トラック）

- ▶ 1か月についての拘束時間は、293時間を超えないものとする。
- ▶ ただし、労使協定により、年間の総拘束時間が3,516時間を超えないことを条件に、年間6か月まで、1か月の拘束時間を320時間を超えない範囲で延長することができる。

【主なご意見】

- 1か月の拘束時間は、275時間とし、年3,300時間を超えない範囲で、年6回を限度に294時間まで延長するよう見直してはどうか。脳心の認定基準を踏まえ、時間外・休日労働が月80時間・100時間を超えない範囲で見直しを図るべきではないか。
また、令和3年の実態調査結果は、令和2年に比べて時間が概ね減少しており、多くの事業者が3,300時間未満で運行できていることが改めて立証されたという認識。
医師の時間外労働の上限規制が時間外労働・休日労働含めて年960時間であることにも留意すべき（労）
- 1か月の拘束時間は、293時間を維持し、年3,408時間を超えない範囲で、年6回を限度に320時間まで延長するよう見直してはどうか。
年960時間の上限規制に休日労働は含まれないので、月1回の休日労働を前提とすると、年の拘束時間は3,408時間が妥当と考える（1日9時間×12か月＝108時間）（使）

資料 3 – ③ 改善基準告示見直しの状況

改善基準告示の見直しについて、労働政策審議会労働条件分科会 自動車運転者労働時間等専門部会トラック作業部会において議論されています。

1 日の拘束時間、休息時間に対する意見（第 4 回トラック作業部会資料より抜粋）

現行（トラック）

- ▶ 1 日についての拘束時間は、13 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16 時間とする。この場合において、1 日についての拘束時間が15 時間を超える回数は、1 週間について2 回以内とする。
- ▶ 勤務終了後、継続8 時間以上の休息期間を与える。

【主なご意見】

- 1 日の休息期間については、バスやタクシーと同様に11 時間を中心に見直しの検討を行うべきではないか（労）
- 1 日の拘束時間は、13 時間（最大16 時間）とし、休息期間は8 時間の現行維持としてはどうか。また、例えば、宿泊を伴う運行は、1 日の最大拘束時間を18 時間とし、休息期間を11 時間と設定する等、運行実態に応じてメリハリをつけた見直しの検討も必要と考える（使）

資料 3 – ③ 改善基準告示見直しの状況

改善基準告示の見直しについて、労働政策審議会労働条件分科会 自動車運転者労働時間等専門部会トラック作業部会において議論されています。

運転時間、連続運転時間に対する意見（第4回トラック作業部会資料より抜粋）

現行（トラック）

- ▷ 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し44時間を超えないものとする。
- ▷ 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。

【主なご意見】

- 運転時間及び連続運転時間は、現行どおりとすべき。
トラックでは、運転離脱の時間を活用して荷積み・荷卸しを行わせることが通例なので、全く休憩を取らせずに働かせることもある。改善基準告示において労働基準法上の休憩の概念を明記していただきたい（労）
- 拘束時間や休息期間を定めるのであれば、運転時間は廃止すべき。
連続運転時間は、高速道路やサービスエリア等の混雑状況を踏まえると、5時間に緩和すべきではないか。運転離脱も、ドライバーがメリハリをつけられるように5分に緩和するのが妥当と考える（使）

資料 3 - ③ 改善基準告示見直しの状況

改善基準告示の見直しについて、労働政策審議会労働条件分科会 自動車運転者労働時間等専門部会トラック作業部会において議論されています。



改善基準告示見直しのスケジュール（第8回自動車運転者労働時間等専門部会資料より）

- ▷ 令和元年11月 : 労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置



実態調査等を実施

- ▷ 令和3年4月 : 専門委員会の下に、「業態別作業部会」を設置

 タクシー部会	 バス部会	 トラック部会
令和3年 5月～	令和3年 5月～	令和3年 4月～
見直しの議論	見直しの議論	見直しの議論
令和4年 3月	令和4年 3月	令和3年 10月
タクシー とりまとめ	バス とりまとめ	実態調査を実施 (2回目)
		令和4年 夏頃(予定)
		トラック とりまとめ

- ▷ 令和4年12月頃 : 改善基準告示 改正（令和6年4月 施行）